

# 東日本大震災に対応する第三次緊急提言のための審議資料

平成 23 年 4 月 5 日

日本学術会議心理学・教育学委員会(教育学)

本提言では、未来を担い生きる子ども（乳幼児・青少年）と妊婦等への支援および教育に関わる事項を中心に記載する。

## 1. 迅速な支援の実施と支援体制の確立

### (1) 適切な財政支援・人的支援の迅速な実施

身体的、情動的、経済的な脆弱性を有する子ども（乳幼児・児童・生徒）ならびに妊婦に対する心身の健康維持と生活の保護および教育機会の確保のために、復興予算において広範な財政支援と人的支援を迅速かつ適切に実施することが求められる。

### (2) 総合的・計画的な支援体制の確立

保育・教育ならびに保健福祉に関わる専門的なタスクフォースを復興本部内にたちあげ、内閣府、文部科学省、厚生労働省等、関連省庁と都道府県教育委員会、市町村教育委員会の連携・協力による総合的・計画的な支援体制を確立し、適切な対応政策を総合的・継続的に実施していくことが重要である。

### (3) 教育支援ボランティアの活用とネットワーキング

専門家ならびに大学生、一般市民その他のボランティアのネットワーキングと組織化を図り、幼稚園・保育所・学校、自治体、教育委員会、NPO等と連携・協力して、適切かつ継続的な教育支援・福祉支援を推進することが求められる。

## 2. 心身の健康と生活の安全・保護

### (1) 被災児童・青少年への精神的ケアと指導・助言・支援

### (2) 乳幼児・妊婦等への精神的ケアと指導・助言・支援

乳幼児・児童、青少年ならびに妊婦等への影響および精神的ケアが、長期にわたるその後の発達に大きな影響を及ぼすことが明らかであることから、学齢前からの健全な成長のための心身両面でのケア・支援体制の確立と安全で安心できる生活環境の整備・確立を図ること。

### (3) 障害児・外国籍児童等への支援と適切な情報提供

障害児や外国籍児童等が情報提供ならびに支援において不利益を受けることのないように、適切かつ十分な情報の提供と支援を行い、被災地のすべての子どもの安全・安心の確保と福祉・保育・教育の充実を図ること。

(4) 保護者の死亡・行方不明に遭遇した児童・青少年への生活・保育・教育支援

特に保護者が死亡ならびに行方不明等になった震災孤児に対する精神的・社会的ケアと養護・保育・教育支援を迅速かつ適切に実施すること。

(5) 被災児童・生徒の就園・就学機会の確保

- ・ 被災地における学校（園）環境・教育プログラムの整備、避難地の学校への転入・就学と受け入れ態勢の整備
- ・ 教員の加配、臨時教員の採用とそのための財政支援
- ・ 教育支援ボランティアの活用
- ・ 被災地・避難地における転入先学校（園）の紹介と転校（園）を容易にする電子管理システムの早期確立

(6) 安全な飲料水・食料等の確保と文化的な生活環境・住環境の整備

- ・ 給食体制等の早期確立・実施と住環境整備による心身両面での健康維持
- ・ 避難地での遊び場・遊具・絵本・児童書などの確保、ラジオ体操や集団遊び・スポーツ・リクレーション活動の実施とその支援

### 3. 被災地の教育の復興

(1) 学校環境の復旧・再建・補修・整備

- ・ 災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法その他の法律および特別立法措置による財政支援
- ・ 幼稚園・保育所・学校における安全な水や下水処理システムの提供と幼稚園・保育所・学校の施設・設備や教材・教具の確保をはじめとする安全で安心できる適切な生活環境・学習環境の回復・確立にむけた復旧・再建・補修・整備。
- ・ 壊滅的な被災地における仮設的な教育施設の建築や代替的な学習環境の整備と学習支援体制の確立ならびに教育プログラムの提供。

(2) 教職員の確保と加配

- ・ 被災地域の教職員に関する、自治体間協力の下での広域人事異動等調整による教職員体制の整備。加配教員による日常環境への復興支援
- ・ 学校支援専門家スタッフの配置。

(3) 育英奨学金等の拡充その他による教育機会の保障

- ・ 就学前教育・保育（幼稚園・保育所）に要する経費補助
- ・ 義務教育における学校諸経費（給食費・教材費など）補助
- ・ 国公立の高校授業料免除と学校諸経費の補助
- ・ 高等教育（大学等）段階の被災者向け奨学金制度の創設

(4) 乳幼児を持つ保護者への就業・復旧支援のための保育の確保

- ・ 復興対応ならびに支援業務従事者の乳幼児・児童のための、保育料無償

化、学童保育支援等支援体制の確立

- ・ 学童保育指導員や保育士等の広域的な確保

(5) 被災乳幼児・児童・生徒の持続的精神的ケアの実施

- ・ 被災地のみならず、他地域の子どもや家族を含むPTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応。広域にわたるメンタルケアと、今後の防災教育の実施。

(6) 大学生の教育支援ボランティア・学校支援ボランティア活動を大学の履修単位として認定するシステムの構築

- ・ 被災地自治体教育委員会と大学(教育学部等)との連携による学生ボランティアによる教育支援体制の確立

(7) 原子力や震災後医療、ケア、教育に関わる高等教育機関からの専門家派遣援助体制の確立

#### 4 長期的な災害に対する教育政策課題

(1) 今回の災害を教訓とした、十全な防災教育(地震、津波、原発)実施計画の検討

(2) 学校が災害時における地域の生活支援センターとして機能するための十分な設備計画、ならびに教師の研修と養成における災害時の地域貢献プログラムの導入、学校運営協議会など地域と学校との連携強化とその施策の促進

(3) 減災、防災、環境教育、サバイバル教育などを教科科目として導入する教育課程の検討

児童生徒が災害や被災に関する適切な知識を持ち、風評被害等の副次被害を防ぎ、市民として防災や復興における適切な判断に基づく役割を担うための能力を育成する教育内容の導入

(4) (1)－(3)を含む教育の不断の重視による、創造的かつ総合的な教育政策と被災市民ニーズにもとづく教育委員会間協力による自治体教育政策の確立。

以 上